

今後のスケジュールについて（案）

○ 法施行について

- ・食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「法」という。）附則第1条において、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行」と規定。
- ・食品ロス削減月間が、10月とされている（法第9条第2項）ことから、10月を目標に法施行を目指す。

○ 基本方針について

- ・法施行後、有識者委員の任命手続（法第23条第1項第4号）が終了次第、速やかに食品ロス削減推進会議（法第20条第1項。以下「推進会議」という。）を開催。
- ・推進会議において、基本方針の案の作成方針について決定後、その方針に従い、基本方針の案を作成。
- ・作成に当たっては、推進会議の有識者委員等の意見を踏まえつつ、パブリックコメントを実施するなど、国民運動として実効性のある内容となるよう幅広く意見聴取。
- ・推進会議において、基本方針の案を作成した後、閣議決定（法第11条第3項）。
- ・基本方針については、令和元年度内の閣議決定を目指す。

※ 次回の関係省庁会議は、概算要求時（8月下旬）を目途に開催予定。